

武蔵高萩駅北地区地区計画の変更について

1 概 要

武蔵高萩駅北地区地区計画については、平成 13 年 11 月 13 日（日高市決定告示）に武蔵高萩駅北地区の用途地域の変更と併せ、土地区画整理事業の整備促進及び将来的な土地利用等の適切な規制・誘導を図るため、土地区画整理事業区域内の面積約 41.4ha に地区計画を指定したものです。その後、土地区画整理事業が進捗し、仮換地及び道路等、周辺の基盤が整備された街区について、土地区画整理事業の早期完了が図れるよう誘導容積制度適用除外区域を拡大するなど、5 回の変更を行ってきました。

令和 6 年 11 月 1 日に換地処分が行われ、町名地番が変更となったため、地区計画を変更します。

2 変更内容（案）

- ・地区計画の位置の表記を変更
- ・誘導容積制度の廃止

※都市計画変更と併せ、武蔵高萩駅北地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を廃止します。

3 今後のスケジュール

令和 6 年度 県との協議

令和 7 年度 都市計画手続